

令和元年度 鳥取県障害者施策推進協議会（第1回）

日 時 令和元年7月23日（火）

午後2時から午後4時30分

場 所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

1 あいさつ

（森山障がい福祉課係長） 失礼いたします。本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。定刻、少し早いですが、委員の方そろわれていらっしゃいますので、これより、鳥取県障害者施策推進協議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます障がい福祉課の森山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、障がい福祉課長の谷より御挨拶を申し上げます。

（谷障がい福祉課長） 障がい福祉課長の谷です。本日は、よろしくお願いいたします。本日は委員の皆様、お忙しいところ、また非常に蒸し暑い中ですね、御参集いただきましてまことにありがとうございます。また日ごろより本県の障がい者施策につきまして、いろいろな御協力、御支援をいただいておりますことにつきまして、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

さて、この障害者施策推進協議会、今年度初めての開催です。ですので、当然ながら令和になって初めての開催ということになります。先日の参議院議員選挙でも、重度障がいをお持ちの方が議員になるというようなことがございましたが、障がいのある方の周りを取り巻く状況というものも少しずつ変わってきているのかなというふうに思います。本県におきましても、あいサポート運動というものを実施しておりますけれども、ちょうど、今年で10年という節目の年に当たります。まだまだ皆様方から、特に当事者の方々、御家族の方々からすると、まだまだだというように思いをお持ちかなというふうに思いますが、少しずつ共生社会、障がいのある方もない方もともに支えて暮らしていく社会というものの実現に少しずつ進んできているのかなというふうにも思っているところでございます。

本日は障害者施策推進協議会でございますので、幅広く障がい者施策に関することについて、委員の皆様から御意見いただきまして、御議論できればと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

（森山障がい福祉課係長） 確認事項の説明をさせていただきます。まず、この協議会の公開についてですが、県では情報公開条例に基づきまして、審議会を原則公開して、希望者に会議の傍聴を認めることとしております。公開または非公開は、それぞれの会議において決定することとされておりますが、この協議会につきましては、非公開とする特別の理由がございませんので、公開することについて御了解をいただきたいと思っております。

それから、資料について確認をさせていただきます。事前に委員の皆様には次第、それから資料1、資料2をお送りしております。また本日、机上に点字資料のページ数を手書きで入れさせていただきました同じく次第、資料1、資料2を配付しております。もし、資料に不足がある方いらっしゃいましたら、事務局までお知らせをお願いいたします。

次に、発言される際のお願いを申し上げます。手話通訳等、情報保障が必要な委員さんいらっしゃいますので、発言される際には氏名を述べ、簡潔にゆっくりお話しいたきますようお願いいたします。また、発言の際には、資料の、資料〇〇の何ページ、手書きの部分のその点字資料の資料〇〇何ページをごらんくださいなどと、点字資料のページ数もあわせてお示しいただきますよう、よろしくようお願いいたします。なお、発言の途中でも内容に不明な箇所がある場合、発言のスピードが速い場合等ございましたら、挙手等で遠慮なくお知らせいただければと思います。以上で確認事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、このたび人事異動等がございました。行政委員の改選を行いましたので、新任の委員の紹介をさせていただきます。お手元の資料で委員一覧の資料がございます。点字資料につきましては、上から2つ目の資料になります。ページ数は12ページになります。この中で、委員一覧のうち、19番、三朝町の西田教育長様が新たに委員として改選で任命をさせていただいております。本日は公務の都合上、御欠席ですので、お名前の御紹介のみとさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。鳥取県障害者施策推進協議会条例第6条によりまして、議長は会長が務めることとなっております。では、前垣会長、よろしくようお願いいたします。

2 議 事

(1) 平成31年度予算について

(前垣会長) 皆さん、こんにちは。鳥取大学の前垣です。今日は本当に午後から暑い中、どうもありがとうございます。もう私、ここに多分6年目だと思いますけれども、この協議会に参加させていただいています。現在あるいろんな施策とか事業のこう何というか、穴を埋めるというか、すき間を足りないところをこう補っていくような、そういう施策がこの中で議論されているのかなという、そういう認識であります。鳥取県発、あいサポートもそうですし、手話言語条例もそうなんですけども、いいものっていうのが全国に発信できる、広がっていくっていうのはすばらしいことだなというふうに思っております。今回、いろんな御説明があると思いますけれども、障がい者の、県内の障がい者の方が自分らしく生きていくということの、そういうところをサポートするようなものだと思いますので、皆さんといろいろ意見を出していきながらいいものにしていくという、そういう会にできればなというふうに思います。今回2時間半という長い時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに進ませていただきます。議題(1)平成31年度予算についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(森山障がい福祉課係長) それでは、お手元の資料の1をご覧ください。平成31年度の当初予算及び6月補正予算についてお示ししながら、今年度行っております事業やその裏づけとなっている予算について、御意見、御要望を委員の皆様から頂戴できればと思います。

それでは、各課より順次概要のほうを説明させていただきます。

(谷障がい福祉課長) それでは、まず資料1の1番目の障がい福祉課部分について御説明をさせていただきますと思います。障がい福祉課のこの主な事業でございますけれども、非常に数が多くございますので、少し時間の関係上、割愛して説明をさせていただきますことを御了承くだ

さい。それでは2ページ目、資料1の2ページ目をごらんください。点字資料も同じく2ページ目でございます。

まず1つ目ですけれども、重度障がい児者支援事業でございます。こちらは大きく3つの事業がありまして、ア、イ、ウと書かせていただいておりますけれども、重度障がい児者日中支援事業、また、この重度障がい児者短期入所利用支援事業といいますのは、これは、いわゆる1対1相当の配置にかかわる差額分の助成を行っている事業でございます。

また3つ目のウとしまして、重度障がい児者利用施設基盤整備事業がございますけれども、こちらは施設整備を行った社会福祉法人等に対して必要な経費を助成するという事で、一般の国庫補助がございますが、重度の方を受け入れる場合には、その上乘せの助成をしていくというものでございます。

続きまして、点字の資料では4ページ目ですけども、2つ目の障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業でございます。こちらにつきましては、事業の概要に書かせていただいておりますとおり、グループホーム等におきます夜間世話人でありますとか、生活支援員の配置に必要な経費を助成するというものでございます。

続きまして2ページ目、点字資料では6ページ目でございますが、3の鳥取県強度行動障がい者入居等支援事業でございます。こちらにつきましても事業の概要に書かせていただいておりますとおり、障がい者支援施設等におきまして、新たに強度高度障がいをお持ちの方の支援を行う社会福祉法人等に対しまして、1対1相当の配置に係る差額の相当部分の助成をするというような事業でございます。

続きまして、点字資料7ページですけども、4番目の腎臓病患者サポート事業でございます。こちらは、腎友会さんへの補助という形で、以前と同様の事業でございますけれども、相談員の設置でありますとか、相談会の開催というものを実施をしております。

続きまして、点字資料8ページ目の5、親亡き後の安心サポート体制構築事業でございます。これは育成会さんへの委託事業というところで、安心サポートファイルの普及でありますとか、親亡き後に備えた支援についての検討会の開催というものを実施をしておるところでございます。

続きまして、6番目の鳥取県障がい児者自発的活動支援事業、点字資料では9ページ目でございますけれども、こちらも例年同様、県内の団体等に対しまして、さまざまな自発的な活動がございますけれども、その経費の一部を助成するというものでございます。

ページをお開きいただいて、3ページ目でございます。点字資料では11ページ目です。7番の地域生活支援事業でございますけれども、これは7番から10番まで地域生活支援事業というものがございますけれども、これはほぼ例年どおりの事業ということで、一つ一つ御説明をしていくと時間が足りなくなりますので、この7番から10番までは少し割愛をさせていただきたいと思っておりますので、5ページ目をごらんください。点字資料では、21ページでございます。

11番の障がい者一般就労移行支援事業でございます。これは、障がいのある方の就労支援というものを推進をしていく、一般就労を推進していくというところで、セミナー、就労移行・定着支援セミナーでありますとか、また、障がいのある方の職場実習の活性化というところで、実習を受け入れていただいた企業さんに対する謝金を支給するなどというような事業を行っている

ところでございます。

続きまして6ページ目、点字資料でいうと23ページですけれども、12番の農福連携推進事業でございます。これは農業と福祉というものを連携をしていくということでございますけれども、事業の概要で書かせていただいておりますとおり、例えば農家さんとサービス事業所さんのマッチングを行うことでありますとか、また、サービス事業所さんに農作業を発注した農家さんに対する謝金を支給するなど、農福連携というものを推進をしていくというような事業でございます。

続きまして、13番のとっとりモデルの共同受注体制構築事業でございます。点字資料では24ページになります。こちらにつきましては共同作業場、鳥取にありますけれども、平成27年にですね、全国初の取り組みとして、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場としてワークコーポとっとりというものを設置をいたしました。こちらのワークコーポと通りの運営でありますとか、また、ここに実習に来られる方に対する奨励金というものを支給をするというような事業を行っております。

続きまして14番ですが、点字資料では26ページになります。鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業でございます。こちらは障害福祉サービス事業所さんに対して、運転設備資金の融資でありますとか、また、お聞きいただきまして7ページに載ってありますが、新商品の開発する場合の開発経費の助成といったようなものを助成することによって、工賃の向上というものを進めていくというような事業でございます。

同じく7ページ目、点字資料では28ページ目になります。15番は飛ばさせていただいて、16番のあいサポート推進事業でございます。点字資料では29ページになります。こちらは、先ほど挨拶でも申し上げましたけれども、あいサポート運動というものを本県では推進をして実施をしておるところでございますけれども、それに関する事業ということです。大きくですね、まず、アのところで、あいサポート運動研修等事業というものがございますけれども、こちらは社協さんのほうに委託をさせていただいて、あいサポーターの研修事業等を実施をいただいているところでございます。また、あいサポート関連で、あいサポート企業の団体、企業でありますとか団体の認定制度でありますとか、また障がい者週間における啓発等も実施をしているところでございます。また、あわせてあいサポートというところで、障害者差別解消法の理解促進ということで、協議会の開催でありますとか、また研修会の開催というようなものを実施をしているところでございます。

8ページ目でございます。点字資料では31ページになります。17番の聴覚障がい者センター事業でございます。こちらのほうにつきましては、聴障協さんに委託をしまして、県内3カ所に聴覚障がい者センターというものを設置をして、聴覚障がい者の社会参加を推進するというところで多様な取り組みを行っているところでございます。

続きまして、18番の手話でコミュニケーション事業でございますけれども、点字資料では33ページになります。こちらは手話言語条例のほうに基づきまして、手話を普及して、また手話を使いやすい環境の整備を進めるということで多様な取り組みを行っているところでございます。例えば手話の普及ということで、ミニ手話講座の開催でありますとか、また環境整備として、遠隔手話サービスでありますとか電話リレーサービス、また手話通訳者の派遣などといっ

た事業に取り組んでいるところでございます。

お開きいただきまして9ページ目、点字資料では35ページ目になります。19番の全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業でございます。こちらは、例年鳥取で開催をさせていただいておりますけれども、ことしは第6回でございまして、9月の29日に鳥取のとりぎん文化会館のほうで開催をさせていただきますので、その関連経費ということでございます。

続いて、20番の視覚障がい者情報支援事業でございます。点字資料では36ページ目でございますが、こちらにも視覚障がいをお持ちの方に関する事業というところで、たくさんいろいろ事業ございますが、例えばアで書かせていただいておりますが、視覚障がい者支援センター運営事業というところで、こちらのほう視覚障がい者支援センターというものを圏域ごとに設置をして、支援等行っているというところでございます。また点字図書館、ライトハウスさんが設置されている点字図書館の運営費の助成等を行っているところでございます。

続きまして、10ページ目ごらんください。点字資料では39ページ目です。21番の盲ろう者支援センター運営事業でございます。こちらは、盲ろう者の方々に対するさまざまな支援というところで、盲ろう者支援センターの運営費の補助でありますとか、またそのセンターのほうに、盲ろう者相談員というものを2名配置をしております、相談支援に取り組んでいるところでございます。また関連で今年度に限っては、先週ちょうど開催、米子のほうでされましたけれども、ふうわの集いというものがございました。その開催経費というものも一部を支援しているというところでございます。

続いて、11ページ目をお開きください。点字資料では42ページ目になります。23番のロービジョンケア推進事業でございます。こちらは、6月の補正予算での事業でございますけれども、ロービジョン者、視機能の低下によってさまざまな日常生活での不安でありますとか、困難を抱える者に対しての各種事業ということですが、大きく3つございまして、まず1つ目は、ロービジョンの方のための相談支援窓口というものを設置をするということ。また、ロービジョンに関する啓発ということでフォーラムを開催をする。また、眼科医の方に対しての理解を深める講習会というところで、眼科医向けの講習会を開催するというようなことを検討しているところでございます。

続きまして、24番の鳥取県障がい者アート推進事業でございます。点字資料では44ページ目でございます。こちらは、障がいのある方のアート活動というものを支援をするということで、さまざま取り組みをさせていただいておりますけれども、例えばあいサポート・アートセンターの運営、こちらで人材育成でありますとか、いろいろ情報発信をさせていただいております。あと例年開催しておりますけれども、あいサポート・アートとっとり祭りでありまして、あいサポート・アートとっとり展、また、じゅう劇場というものがございましてけれども、そちらに対する補助というもので、障がいのある方のアート活動というものを支援・推進というものを実施をしているところでございます。

12ページ目でございますけれども、点字資料では49ページ目になります。25番ですけれども、障がい者が生きる喜びを表現するアートギャラリー推進事業ということで、こちらにもアートの関連の事業ですが、6月の補正予算の事業として、新たに12ページの下に書いてございま

すが、指定ギャラリーという形で、鳥取県は一とふるアートギャラリーの認定制度の創設ということで、関連するイベントを開催するという事で、幅広く障がいのある方のアートに触れていただく、そういうような機会を設けるということになっております。

続きまして、13ページ目でございます。点字資料では51ページになりますが、26番のアルコール・薬物等依存症支援対策事業でございます。こちらは、依存症に対する正しい知識の普及・啓発でありますとか、依存症支援、依存症に対する支援対策の推進を図るということでございます。下に書いているとおり、さまざまな取り組みをしているというところでございます。

続きまして14ページ目、点字資料では54ページ目になりますがけれども、27番の精神障がい者地域移行・地域定着支援事業でございます。こちらは、精神障がいをお持ちの方の地域移行であるとか、定着後の支援をするということでございますが、具体的には、関係者での地域移行の推進会議、また実務担当レベルでの会議の開催でありますとか、またピアサポーターにおける退院・退所の支援、また地域移行の強化事業というところでプロジェクト会議を開催したり、また研修会を開催するというようなことで、精神障がいをお持ちの方の地域移行というものを推進していきたいというふうに考えております。

続きまして、少し飛びます。16ページの31番をごらんください。点字資料では64ページでございます。31番のアルコール健康障害対策事業でございます。先ほどの依存症にも関係することですけれども、アルコール健康障害対策に関しまして、また薬物依存ですけれども、事業概要のあのところに書かせていただいているとおり、アルコール健康障害・薬物依存症支援拠点の設置ということで、こちら渡辺病院さんのほうにお願いをしまして、コーディネーターさんの配置でありますとか、そういった拠点としての機能をもって当事者の方でありますとか、また家族に対する助言であるとか、相談対応等を行っておるところでございます。またあわせてアルコール健康障害についての啓発フォーラム等の開催というものも実施をしております。

そして、お聞きいただきまして17ページ目でございます。32番の就労継続支援事業所体制強化事業でございます。点字資料では68ページ目、69ページ目になりますが、こちらは就労支援の関係でございますけれども、予算での事業として、なかなか重度であるとか精神障がいの方で、就労継続支援事業所について、利用日数であるとか利用時間が短いというような方がおられるかと思っておりますけれども、そうした方が安心して通い続けたり、能力の向上等するためにコーディネーターを配置したり、そういった取り組み、事業所が行う取り組みに対して補助金を交付するなどの取り組みを実施をしていくという形でございます。

少し駆け足でございましたけれども、障がい福祉課部分については以上でございます。

(谷口子ども発達支援課長) 続きまして、子ども発達支援課から事業の御説明をさせていただきます。資料のほうは18ページ、点字資料70ページからでお願いいたします。

まず1番、医療的ケア児者受入環境整備事業でございます。こちらは大きく3つの事業に分かれておりますけれども、まずアといたしまして、障がい児者在宅生活支援事業、こちらは細かな事業9つほどで構成されておりますけれども、障がい児者のニーズの高いものの中で、法による給付の対象とならないサービスにつきまして、障がい者の皆様の在宅生活を支援するという趣旨で設けさせていただいております。今年度につきましては、そのうち(ア)と(イ)にございま

す、看護師等の配置の助成事業と医療機器の助成事業、こちらにつきまして対象事業を、対象の事業種別につきまして児童発達支援事業所、日中一時支援事業所のほうを広げることで、医療的ケア児の受け入れの拡大を目指そうというところで拡充をさせていただいたところでございます。

資料めくっていただきまして、19ページでございます。イでございますけれども、医療的ケア児等コーディネーター養成事業ということで、こちらにつきましては、地域で安心して生活していただけますように、医療的ケア児に対する総合的な支援の調整を適切に行っていただく人材といたしまして、医療的ケア児等コーディネーター、こちらのほうを養成したいと考えて研修会を実施するものでございます。昨年度から始めておりますが、昨年度は37名の方を養成することができました。引き続き養成のほう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、ウでございますが、医療的ケア児等と家族のためのレクリエーション事業ということで、点字資料になりますが75ページのほうでございますが、こちらは昨年度から引き続きまして、大山におきまして医療的ケア児の皆様御家族と御一緒に療育キャンプをさせていただこうと思っております。昨年度も医療的ケア児、兄弟の皆様合わせて13名の方に御出席いただきまして、支援者・ボランティア皆さん50名ほどと一緒にキャンプを実施させていただきました。

続きまして2番、障がい児者事業所職員等研修事業でございますが、こちらは昨年度から引き続きの事業でございますので、詳細は割愛させていただきます。

20ページのほうお願いいたします。点字資料78ページでございます。発達障がい者支援体制整備事業でございますが、こちら大きく変更ございませんので、詳細は割愛させていただきます。

4番、発達障がい情報発信強化事業、点字資料は81ページでございますが、こちらにつきましては、発達障がい児者の皆様への理解・啓発を図るために行っている事業でございます。資料をめくっていただきまして21ページでございますけれども、大きく、発達障がい者に係る職場出前講座の実施、イといたしましてリーフレットの作成・配布、ウといたしまして、発達障害啓発週間のイベントの実施と大きく3つ用意してございます。そのうち、ウの発達障害啓発週間のイベント実施につきましては、既に4月の2日が、こちらが世界自閉症啓発デーでございますが、こちらの日に米子市の公会堂におきまして、ブルーライトアップイベントをさせていただきました。また発達障害啓発週間のトークイベントということで、鳥取市内でもイベントを開催させていただいたところでございます。

続きまして、5番の重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業でございます。点字資料は83ページでございます。こちらにつきましては、医療的ケアを要する児者、また御家族の方々が安心して地域生活を送るために、県といたしまして医療型ショートステイの充実を図ろうとしておるところでございます。1つは、医療型ショートステイの実施機関としての医療機関におかれまして、診療報酬と医療型ショートステイの診療代差額につきまして助成する事業と、もう一つヘルパー等の派遣事業ということで、家族にかわっての利用者におつき添いいただきますヘルパーの方に対しまして、その経費を助成するという事業でございます。

6番、小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業で、点字資料が85ページでございます。こちらにつきましては2つ事業ございまして、1つは、アとして障がい福祉の職場見学ツアーとい

うことで、福祉人材につきましては、なかなか人材不足ということもございますものですから、人材の確保を目的といたしまして、職員の採用などを御検討されていらっしゃる事業所を訪問するような見学ツアーのほうの実施を考えております。また、次の22ページの一番上でございますが、点字資料は86ページでございますけれども、医療的ケア児等に係る理解・啓発ということで、こちらは6月補正予算で議会の議決をいただいたところでございますけれども、県内の看護学校におきまして、医療的ケア児者に係る講義のほうを実施のほうをお願いしようとしております。また、事業所で具体的に実際に従事していらっしゃる職員の方に、現場の声を直接聞くような機会をこちらのほうもあわせ持つことで、医療的ケア児者に対する理解・啓発を図ろうということで考えております。本年度は、4校程度こちらを実施したいと考えております。

最後に7番、医療的ケア児者及びその家族の地域生活支援体制整備事業の件について、こちらが新規事業でございます。資料は、点字資料87ページからでございますけれども、こちらにつきましては、医療的ケア児者に係る専門的知識を有する拠点施設としまして、4月に米子市の博愛こども発達・在宅支援クリニックが開設されました。こちらのほうに3つのア・イ・ウとございますけれども、この3つの事業を県から委託をさせていただきまして、拠点施設の博愛こども発達・在宅支援クリニックに実施していただくというものでございます。

1つ目は、医療的ケア児等の在宅支援を担う医師等多職種連携養成研修、2つ目に障がい児のための医師による巡回指導、ウといたしまして小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業、この3つにつきまして委託をさせていただいているところでございます。

以上、子ども発達支援課の主な事業の御説明をさせていただきました。

(若原スポーツ課係長) はい。続きまして、ページ数のほう23ページ、点字のほう90ページからになります。

1つ目、生涯スポーツ推進事業ということで、こちらのほう、江原道との障がい者スポーツ交流事業ということにしております。2018年、江原道と交流協定を締結したところでありますが、相互理解、友好を深め、本県の障がい者スポーツの一層の発展を図る。それから、イになりますが、障がい者スポーツ指導員養成事業。ウ、各スポーツ教室の開催、それからスポーツフェスティバルの開催、また、タンデム自転車走ろう！という事業を開催しております。

続きまして2番目、大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業ということで、こちらのほうは2つあります。鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会の開催支援、続いて、まもなく9月19日から始まりますが、全国ろうあ者体育大会の開催支援のほうを支援しております。

続いて3番目、こちらのほう例年と同じであります。国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会派遣等の事業になっております。内容としましては、鳥取県選手団の派遣、また全国障害者スポーツ大会における中四国ブロック予選の派遣となっております。

4つ目、スポーツ推進基盤運営費ということで、こちらのほう県内の障がい者スポーツの普及、振興を図るという目的で、鳥取県障がい者スポーツ協会の運営費の支援を行っております。

続いて5番目、東京オリ・パラターゲット競技事業ということで、東京オリンピック・パラリンピック日本代表になり得る可能性の高い選手を対象に、合宿、遠征費等の経費を一部支援ということで行っております。

6つ目、障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業となっております。こちらのほう、2020年の開設を目指しております、障がい者スポーツ拠点の運営に必要な準備を進めております。内容としましては、ア、障がい者スポーツを支える人材の育成・活用。イ、障がい者スポーツ拠点の開設準備。そして、ウ、運動・スポーツを始める、または続けるための環境づくりということで、こちらのほう、特別支援学校での運動・スポーツ機会の提供ということで、特別支援学校等でのスポーツ指導の取り組みを進めております。以上です。

(山本特別支援教育課長) 県の教育委員会特別支援教育課です。よろしくお願いたします。26ページになります。点字のほうは100ページになります。

1番の特別支援教育専門性向上事業、これは、県のほうに、教職員の研修等によりまして資質をアップしていこうということでございます。それで、約900万ほど減になっておりますが、昨年に比しまして。これは、昨年度まで国の委託事業を受けまして、発達障がいのあるお子様の教科指導の研究を行っておりましたが、それが昨年度で終わったために大幅な減となっているものでございます。この研究事業の成果につきましては、本年度研修等を行いまして、各学校のほうに広めているという状況になります。あとはほぼ一緒ですので、見ていただければと思います。

続きまして、27ページ、点字資料でいきますと104ページになります。2番の切れ目ない支援体制充実事業でございます。これは、どちらかといいますと小・中学校、高校等に対して支援を行い、切れ目なく支援をしていこうというものでございます。アの特別支援学校センター的機能充実事業ということでして、特別支援学校にPTとかOT、ST等配置と委託いたしまして、各学校のほうに小・中学校のほうに派遣をして、例えば指導を行っているという状況でございます。

続きまして、27ページの真ん中のほう、点字でいきますと107ページになりますが、特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業ということで、これは聞いたとおりでして、特別支援学校の就職率のアップを向上のために頑張っていく事業でございます。例えば、またアの就労定着支援員事業、点字でいきますと107ページから108ページになりますが、定着支援員6名、県内に配置いたしまして、各企業等に回って、就職のほうに努めているということになります。

続きまして、28ページの上段のほう、点字資料でいきますと109ページになります。特別支援学校児童生徒通学等支援事業でございます。特別支援学校の場合、県内に9校しかございませんので点在しております。その子を、その学校に行くためになかなか通学がしにくいので、通学バス等を出しております、その経費でございます。

同じく28ページの、今度下段のほうになります。点字でいきますと111ページになります。特別支援学校におけるICT教育充実事業ということで、障がいのある子は、文字よりも、見たり聞いたりするほうが良いというお子さんもたくさんありますので、例えばiPadを使ったりとか、またはプロジェクターを使ったりとかっていうようなものを使って、支援教育のほうを行っていくという事業でございます。

続きまして29ページ、点字でいきますと113ページになります。手話で学ぶ教育環境整備事業ということでして、手話の普及促進に努めているという状況でございます。内容的には余り

変わっておりませんが、29ページの一番下になります。点字でいきますと116ページになりますが、手話普及支援員派遣事業等、これ毎年ふえておりまして、昨年度は約1,000名、1,000人ほど各小・中学校のほうに、この支援員を派遣したという状況になっております。

30ページをお願いいたします。点字資料でいきますと、117ページになります。7番の共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業ということで、来年パラリンピック等もあります。スポーツ活動、または文化芸術等を、これから障がいがあっても伸ばしていこうということで取り組んでいるものでございます。

それから中段、30ページの中段、点字資料でいきますと119ページになりますが、特別支援学校早朝・医療ケア子ども教室ということでして、どうしても朝早く通学しないといけないとか、または夕方どうしても用事があるお子さんを見ることのできない家庭、人に対しまして預かる、子どもが、お子さんを預かったりとかしている事業を進めているものでございます。

最後になります。31ページ、点字資料でいきますと121ページになります。9番の病気療養児の遠隔教育支援事業ということで、ちょっと点字のほうはわかりづらいかもわかりませんが、教室のほうに、下にありますようなロボットを置きます。それを、例えば病室のほうから遠隔操作で顔が動いたりとか、手が動いたりとか、または話し声ができたりとかっていうロボットを置いて、例えば長期間学校を不在するようなお子さんが復帰するようなときの、する前に、このロボットを置いて、スムーズに学校復帰できるようなことをしようとかっていうことで、これは8台置いております。そのうち2台につきましては視線入力、目で機械を動かすことができたり、または言葉を発することができるようなものを置きまして、障がいがあったとしても多くの方とコミュニケーションをとれるようにしたいということで取り組んでいるものでございます。特別支援教育課からは以上です。

(前垣会長) 御報告は以上ですね。はい、どうもありがとうございます。ただいまの本年度予算に対する御意見、質問等ございましたら、1人二、三分で簡潔にやっていただければと、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。見つかりませんかでしょうか。じゃ、すみません、私から。学校教育のことなんですけれども、通級指導教室の希望の生徒が非常に多くて、その何割が受けられているかちょっとよくわからないんですけれども、非常に学習であったり、コミュニケーションであったり、非常にいい教育をしていただけている、とてもありがたいと思うんですけど、その辺の拡充の今後の受け入れとか、その辺を教えていただければと思います。

(山本特別支援教育課長) はい。通級指導教室といいますのは、普通のおときは普通の学級にいるんですけども、コミュニケーションがなかなかとりづらいとか、または字が読みづらいお子様が、必要なときにちょっと別の教室に行って、何人かで集まって勉強するというものなんですけれども、会長さんが言われたとおりで、今非常にニーズが高くなってきております。それで、先ほど資料のほう、26ページで、点字でいきますと101ページになるんですけども、毎年在籍者数が増えているという状況になります。それで、毎年教員のほうを増やしているんですけども、年度当初は大体うまくはまるんですけども、年度が進んでいくと、ちょっと人数が、希望するお子さんのほうが多くなりまして、今アップアップといいますか、断っている状況というふうに聞いておりますので、これを踏まえて、また教職員定数ですね、人数のほうも今後増やしてい

たいというふうに考えているところです。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

(山根裕委員) スポーツ課にちょっと聞きたいですけど、去年より予算が2,500万円から増えとるんですけど、その増えた要素っていうのは、どういうことで増えとるんでしょうかな。

(若原スポーツ課係長) 全体の増減のほうは把握しておりませんが、ページ数24、点字でいきますと、97ページの6番における障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業というものがありますが、6月補正のほうで入っておりますが、この部分に関しては2020年、布勢のほうで障がい者スポーツの拠点のほうに係る準備を進めております。それにかかわっての事業、それと、もう一つは23ページ、点字でいきますと90ページになりますが、生涯スポーツ推進事業のほうで、全体の増減はそんなに変わってないと思っておりますが、一部事業名の組み替えの事業を行っております。そういう意味で、この生涯スポーツ推進事業に当たってはスポーツ交流、それと、以下イ、ウ、エ、オの、点字でいきますと91ページになりますが、その部分が一緒になった関係で予算としては上がっているんですけど、前年度の組み替え事業ということで、御理解していただけたらと思っております。

(山根裕委員) スポーツ推進基盤運営費ちゅうのがごっつい上がるとるのだがな、1,500万、1,448万6,000円か。それでどういう修正をしてするかちゅうことが、かなり上がるとるので、この意味がようわからんです。

(若原スポーツ課係長) はい。この部分、鳥取県障がい者スポーツ協会の運営費補助にかかわる部分の増額という部分なんですけど、また後ほど、後から返答させていただくということで持ち帰らせてください。はい、よろしく願います。

(前垣会長) また後ほどお願いいたします。そのほか委員の皆様、いかがでしょう。はい。

(檜山委員) NPO法人みんなの家の檜山と申します。福祉保健課、障がい福祉課の方でしょうか、にお尋ねします。ページでいうと30ページの中ほどの早朝子ども教室の中に、ちよろっただけ福祉保健部が実施を予定している放課後等デイサービス事業の体制が整うまでの2年間というように、今、子ども教室が養護学校で実施をされています。ただ、今回の予算の中に、その後の福祉保健部が実施を予定していると書いているデイサービスの今後の見通しというのが、予算的なものとか、あとは内容的なもの等が、もし幾らかでも報告していただけるのであれば、教えていただきたいと思えます。

(谷口子ども発達支援課長) 子ども発達支援課でございます。ページ、30ページで、今、イの放課後子ども教室の文面の中の福祉保健部が実施予定している放課後等デイサービスの事業の体制の関係でのお尋ねですけども、福祉保健部が実施を予定しているというふうな書き方にしているんですけど、こちらについては、福祉保健部側のほうが所管しております放課後等デイサービス事業についてというふうなことをごさまして、県のほうが直接放課後等デイサービスを行うわけではなくて、別の事業所さんのほうでこの医療的ケアの必要なお子さんの放課後の居場所づくりというのを考える、体制が整うまでというふうなことで、この記載がなされております。

それと、今お尋ねの、もしここでお話ができるようなことがあればということなんですけども、ちょっと事業所との関係もありまして、またきょうは別に詳細の資料、ちょっと持ち合わせてお

りませんので、この場では状況についての詳細の説明というのはちょっとできかねる状況でございまして、ちょっとそこについては御了承いただければなと思っております。いずれにいたしましても、鳥取養護学校を中心といたしまして、医療的ケアの必要な方々の放課後の居場所づくりにつきましても、教育委員会と一緒に、現在、教育委員会のほうはこの放課後教室のほうで、来年度令和2年度からは、福祉保健部のほうが所管いたしております放課後等デイサービス事業のほうでつなぎ、すき間がないような形で対応できればなというふうに考えているところでございます。説明はすみません、以上でございます。

(前垣会長) じゃあ、そのほかいかがでしょうか。御質問、御意見はございませんでしょうか。今回は余り意見が、いつも時間がないので、時間はありますから、よろしいですか。はい。

そうしましたら、切りのいいところですので、ちょっと10分休憩させていただいて、また後ほど時間が余りましたら、本件につきましての質問、御意見等も含めて求めたいと思います。では10分ですので、3時に再開ということにさせていただきます。

(休憩)

(2) 障がい者施策に対する意見への対応について

(前垣会長) それでは、時間になりましたので、続きに移らせていただきます。

議題(2) 障がい者の支援に関する施策についての意見に移ります。これに関しまして、御説明をお願いします。

(森山障がい福祉課係長) 資料の2をご覧くださいませでしょうか。事前に各委員の皆様から頂戴いたしました御意見につきまして、協議会の開催前に庁内関係課にて検討の上、回答を作成しております。その回答を作成したものがお配りの資料2となっております。本日、時間の関係がございまして、これを1つずつ御説明はいたしません、ご覧になってのとおり、県の対応方針についてはこのような内容となっております。説明につきましては、以上でございます。

(前垣会長) では、そうしましたら資料2にありますように、県からの回答がございまして。この御回答に対しましてのさらなる委員さんからの御質問とか御意見がありましたら御発言いただければと思います。7人の委員から御質問が、はい、どうぞ。

(諸家委員) 鳥取県聴覚障害者協会の諸家と申します。いつも聴覚障がい者の福祉に対しまして御支援、御配慮いただきましてありがとうございます。そうしますと、ちょっと話が戻りまして申しわけないんですが、先ほどの御説明の中で、資料1、すみません、資料1の29ページの中で、手話の普及についてのところなんです、実際に手話ハンドブックを以前作成していただきまして、現在では小学校1年生から配布をしている、そして中学校1年生になると、そのAKASHIという教材を配布をしているということなんですけれども、現状を見ますと、手話ハンドブックの活用をして勉強している、それを始めるのが大体3、4年生からが多いようです。1年生のときにハンドブックをもらって、そのまま持ち続けるっていうのは少なく、高学年のときにハンドブックを使って勉強となっても、ほとんどの人が持っていない状況なんです。せっかく作っていただいたものなんです、大変もったいないなと思っております。ですので、小学

校1年生で配るのではなくて、例えば3年生ですとかから配布をしたほうが、より効果的な活用ができるのではないかと、そのあたり御検討いただきたいと思うのが1点。

また、その手話普及員についてなんですけれども、これについては、自己申告での登録になります。実際に子どもたちが初めて手話と出会うときにきちんとした手話を学べる、指導できる支援員であってほしいと思っています。また、それをコーディネートするコーディネーターが、東部・西部2名配置されていますが、その方も手話がわかるコーディネーターの方であれば、適切な配置、その派遣の調整ができると思うんですが、そのあたりもぜひ御検討いただきたいと思います。

それで、事前のその意見として出した内容についてなんです、番号が13番、私の13番の質問、意見です。教育、文化芸術活動・スポーツ等についての分野があるかと思いますが、それについて意見を出しました。この内容についての対応は、私等が要望した内容とちょっとずれております。実際、障がい者の皆さんが参画する場をつくる、芸術文化活動というのは非常に大切だと思うんですが、今までそういったことがなく、もっと盛り上げていただけてるということは、とてもいいことだと思うんですけども、私とその要望している内容というのは、皆さんが劇を見に行く、例えば劇を見に行かれるのも普通にそれを見に行かれると思うんですが、聞こえない方の場合は、初めからそれができないんですね。東京、大阪とか大きな場所では1カ月間公演があるんですけども、鳥取の場合は1日とか、午前、午後の2回だけとか、そういった見る機会というのは非常に少ないんですね。さらに、その聞こえない方が見に行く機会というのも全くない状況です。ですので、その生の劇を見られるような体制を要望しています。東京、大阪の場合だと1カ月間、1日1回、生の劇に字幕をつける、その1カ月間の公演の中で1日は字幕をつけるというような取り組みもあります。ですので、ぜひ鳥取においてもそういったこと環境整備ができれば、真のバリアフリーだと思っておりますので、それを目指してほしいと思います。そういった意見でした。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。3点ほどいただいてございますので、順番に御回答を差し上げたいと思います。

まず、手話ハンドブックの配布についてでございますけれども、御意見としては、今は現状1年生から配布をしておりますけれども、実際に学び始めるのは3年生、4年生からなので、それからでいいのではないかと御意見でございました。こちらは、学校それぞれのカリキュラムの問題であるとか、いろいろ方針があると思いますので、少しいただいた御意見をもとに、学校関係のほうとも少しお話をしてみたいと思います。

2点目の手話普及員の関係ですけれども、すみません、内容は承知はしたんですけども、御質問、どういうことを御質問されていたのかというのが、少しちょっと私の中では理解ができなかったもので、再度、要望なり御説明をいただければと思います。

3点目の文化芸術のところの御質問、御意見でございましたけれども、なかなか劇の回数を増やすというのは、実施される側の都合もありますので、なかなか私どもがもっと回数を増やしてくれとか言うのは少し難しいかなと思いますが、いずれにしても、そういう機会が増えるように、我々としてもさまざまな努力をしていきたいと思っておりますし、その中で限られた回数であっても、

情報保障を徹底するとかといったことを進めていきたいというふうに考えております。

(山本特別支援教育課長) すみません、特別支援教育課です。先ほど、手話コーディネーターとか手話普及支援員の関係です。まず、手話普及支援員の手話が十分でないんじゃないかということ。そのことはほかからも聞いておりますので、研修等を通して充実を図っていききたいというふうに考えております。

それから、手話普及コーディネーターが手話を理解ができないんじゃないかということにつきまして、これにつきましてほかから聞いております。ただ、今手話コーディネーターになっている方が教員のOBでして、これが、学校にちょっと今ずっと、学校でどういう手話を教えるかとかということで、その学校の先生のほうがわかりやすいんじゃないかと、授業としてどういう授業をすればいいのかということで、アドバイスがしやすいということもあるんじゃないかということで、今はちょっと様子を見ているところです。もう少し見てみまして、そういう御意見をいただいておりますので、またもう少ししましたら、手話をわかっている方なのか、それとも教員、授業がわかっている方なのかを見きわめていきたいというふうに考えております。大変貴重な御意見ありがとうございました。

(前垣会長) よろしいでしょうか。そのほか御意見をいただいた委員の方で、はい、どうぞ。

(山根裕委員) 山根といいますけど、2番と3番を出すときに、回答をちょっと見てもわからないんですけど、そここのところ聞きたいんですけど、相談員の件は、市町村に今、相談員は来とるんですけど、市町村の相談員をまとめる担当者の人が理解ができてないちゅう市町村がかなりあるんですね。その障がい者の人の、障がいを持った人の相談員に聞くほうが、相談するほうが相談しやすいですがな。だけえ、そこら辺の充実を図ってもらいたいという意味ですけど、回答は市町村に言うということですけど、そこらも含めて相談体制の充実を図っていかんちゅうといけんんじゃないかなというように思います。障がい持つとる人は内気な人が、内気になる人がようけおるけえ、本音で話せれん部分があるので、障がい者以外の者がうんうんと言っとっても、本当の腹が、気持ち伝わらん部分がありますので、そこらを県のほうがよく市町村が理解ができるような話をしていただければありがたいと思いますし、それから、就労支援のことですけど、B型は作業所みたいなものしとるんですけども、A型の事業所っていうのは、一般企業に出てもらうためのA型なので、そこら辺のとは鳥取県はどうなっとるんだらうかなと思って、私もいつも思うんですけど、そこら辺がよう見えんですが。岡山県や広島県は、事業所が閉鎖したちゅうのがあります。これは新聞にも出ておりましたけど、倉敷で250人、その対象に絞って3年間したら、もう全部その人、結局事業所を畳まないけんって、250人が路頭に迷うような格好になっておりますので、そこら辺のところを、これは県がするか市町村が指導するかはようわからんですけども、指導をしてもらうようお願いをしたいということです。

(谷障がい福祉課長) ありがとうございます。2点ございましたけれども、まず相談支援のところですけども、回答のほうで、市町村に求めていきますというふうにありますけど、これは何も市町村の職員にというわけでは、だけではもちろんございませんので、その相談支援という中で、市町村の事業として、この身体障害者相談員というのもございますが、いわゆる一般相談と言われる、いろいろ相談を受け付ける事業というものの実施をしておりますので、その実施自体、

実施事業自体はまた委託をされて、そのほかの事業所さんが、例えば相談支援事業所さんが今やっているということがありますので、そういう意味で、ただ山根委員がおっしゃるとおり、なかなかその全ての市町村において障がいに関するその相談支援、どういったところの相談窓口が適切かどうかということまでなるんですかね、十分に理解をして、全てのところがやっけていけるわけでは、御意見があるわけですから、ないと思いますので、そういうところは我々県としても、しっかり市町村に対して指導すべきところは指導して、県が直接やらなきゃいけない部分はしっかり相談支援の体制として整えていきたいというふうに思います。

もう一点の就労支援のほうですけれども、御意見いただきましたとおりA型事業所、いろんな解雇の事案とかってというのは県外のほうで数年前にございました。それを踏まえて、国のほうでもA型に対する指導方針であるとか、または報酬の体系というものも変わってきました。要はそういうことがないようにということでございますので。幸い本県では、全くないとは言いませんが、基本的には、そういった他県で起こったような大量の解雇事案でありますとか、事業を畳むということは、そこまでは起きてないのかなというふうに思います。数もA型の場合は二十数件しかございませんので、我々のほうも全てについておおむね把握はしておりますので、そういった事案が起こらないようにしっかりと指導をしているところではあります。

(前垣会長) ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(大本委員) 失礼します。鳥取県腎友会の大本といいます。いつもお世話になっておりますが、私のほうからは3点で、1つは、資料2の7ページ、ページ数は打ってないけど、番号、23、24、25ですけど、一番最後です。福祉避難所についてのことを、まず1点お尋ねしたんですけど、回答は、一応指針は出して、市町村に出しているの、市町村に聞いてくださいということなんです。これで、私たちが一番かかわって、災害時には一番かかわるのがこの福祉避難所になるのかなと思いつつ、ただ、私たち内部障がい者については医療が必要なわけですし、医療が必要な者にとっては、この福祉避難所はどうなのかなっていうことをまず1つと、それから、具体的な使用の仕方は市町村にお願いしますっていうことなんですけど、まず福祉避難所そのものが県内にどれぐらい設置されて、今のところですよ、計画等、どういうふうに把握されておるのか、県として。福祉避難所自体が何件、それからどんな施設なのか、果たして災害時に対応できる施設なのかってところが、私たちは一番の心配です。

それから、次についてもですけど、24のほうですけど、医療、私たちの場合、腎臓病患者の場合は、医療機関なのか、避難所なのかっていうことになると、2日に1回は4時間以上の透析をしておりますので、これも医療機関なわけです。そういうところから考えると、先ほど言いました福祉避難所には入れないのかなあってことは懸念をしますし、それからここにおいても、県においては、医療機関は、まず被災した医療機関は利用者に伝えることってなってますわ。でも被災した医療機関、先回の岡山の、昨年の岡山の状況見ておると、真備記念病院ですかね、真備記念病院はもう埋まってしまって水の中に。そういう状態ではないわけですが、連絡をするような。そういう場合、非常に昨年の例があるので、ここに書いてあるような伝えることや転院の必要な場合はというようなことはできないときのことを非常に困ってる人がいる。市町村に連絡しても、なかなか私たちの場合にも市町村ごとに、各市町村に問い合わせっていくとい

うようなことはなかなかできません。それから、市町村から、あなたたちはこういうふうな避難のマニュアルですよということも出てきません。ただ出てきるのは、医療機関のほうから災害伝言ダイヤルにかけてくださいという、そこまでは出てきてます。そこからの指示で動くという、それさえも病院によっては出てきてないです。その辺のことが非常に最近の諸般の事情も、災害の事情もあって非常に心配しておりますが、なかなか一歩が進んでこない、私たちのほうに情報が入ってこないということで説明してほしいということを行いました。

それから、25のほうですけど、慢性腎臓病の患者の会なんですけど、本県でも1,500人、透析患者が前後おります。全国では33万人、まだ依然と若干ですが、増えつつあります。そういう中で、自分たちの立場だけを言っても何なんですけどね、これ減らす以外に方法はない、今のところは。これでいろんな実践をさせていただきながら、県のほうからも援助をいただいて大会をしていますけど、なかなかこれは周知にいとらんのが現実です。非常に協力も今現在していただいておりますので、そのことについてはありがたいと思っております。

それから、この内部障がい者にとっては、理解をしていただく機会が、見た目は一般の人間、顔見たらちょっと黒いかな、手見たらでこぼこした手だなんていうぐらいの何か気持ち悪い手しとるなぐらいなもんなんです。一見全くわかりません。それをいいことに、私らも知らん顔って言ったらかおかしいですけど、そのままにしておるといような状態ですけど、ぜひ理解はしてほしいというのが一人一人の思いです。その中で、現実にはどんなことができるんだろかなって、理解していただく冊子かな、まずはというように思いを持ちながら。文部省のほうは、冊子をつくって配布しとるっていうことは聞いたことがあります。鳥取県の実態はどうなのかなっていうのをちょっとお伺いできたらなと思います。すみません、長くなりました。以上です。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。大本委員が言われた御意見について、すみません、初めのほうは少し担当課がそれぞれ、福祉保健課であったり、危機管理政策課であったり、医療政策課であったりするるので、言っておられた趣旨については、しっかりと担当課のほうにお伝えを差し上げたいと思います。

それぞれについて少しコメントをさせていただきますと、まず福祉避難所につきましては、ここにも回答の中で書かせていただいておりますとおり、市町村が基本的には開設をして、運営をしていくとこういうことですので、それぞれどのような支援ができるのかというものは、しっかり検討の上でやっていると申すけれども、それについて県としても、やはりそれぞれある程度の箇所数でありますとか、どのような支援があるのかというものが、把握はある程度担当課ではされているんだと思いますが、いずれにしても、それが大本委員がおっしゃるように、当事者のほうへ情報としては届いていないということですので、その辺の情報共有のあり方みたいなことについて、しっかりと担当課のほうに意見があった旨を、お伝えさせていただきたいと思っております。

先ほどの2点目の病院、医療機関との連携であるとか、そのマニュアルについても、この中で、もちろんいろんなことを想定をした上で、回答の中にも書かせていただいておりますけれども、利用者、院外の利用者に伝えるであるとか、それぞれの関係機関の連携というものの、さまざまなパターンを想定をして、緊急時には連絡がなかなか難しいというようなことも踏まえて、昨今、先

ほどおっしゃったように豪雨災害も含めて、いろんな災害が多数起きているところですが、当然その辺は想定を含めてやられているかと思えますけれども、こちらも結局のところの当事者のほうに詳しいところが伝わっていないということでありましたので、そういった意見についてしっかりお伝えをさせていただきたいと思えます。

CKDのほうの普及のところにつきましては、この健康政策課の回答にあるとおり、腎友会さん等にも事前にしっかり御相談をさせていただきながら進めさせていただくということですので、そちらのほうも改めて御意見があったということですので、しっかりこちらもお伝えをさせていただきたいというふうに思えます。

最後に、内部障がい全般についての御質問なり御意見というものがありませんけれども、おっしゃるとおり、なかなか内部障がいというものは、ほかの障がい、別に内部障がいにかかわらずですけれども、一見するとわからない部分が多いので、まずそこを知っていただくということが重要だというのは、我々も認識をしておるところでございます。ですので、あいサポート運動でありますとか、差別解消の啓発ということの中で、当然、内部障がいのことについてもしっかり触れさせていただいてリーフレット等でも、そこら辺は可能な限り触れさせていただいているところではありますし、また、ヘルプマークというものも導入をさせていただいておりますので、そちらの普及啓発という中でも内部障がいの理解であるとか、周知というものを努めているところです。あとは、内部障がいに特化したリーフレットというのがあったかなかったか定かでは、すみません、私ないんですけども、そういう特化したものというのは県としてはつくっていなかったのかなあと思えます。以上です。

(前垣会長) はい、よろしいでしょうか。そのほかの委員の方。はい、秋田さん。

(秋田委員) はい。精神障害者家族会の秋田です。お世話になります。1番の質問です。これ、もう毎年毎年同じことばかり言っとるんですが、精神は他の障がいの方と比べると、社会的資源をいただいているのが少ない、差別ではないとありますということで、これ大体認めていただいている感じがしております。

それとこの私が、事務作業の関係で、ちょっこし仕事しておるものですから、それだけが差別がないのは理解できてましたので、その事務作業だけ見られてお願いしますというふうに言いました。その結果、県税の事務作業の方が西部、私、境港なんですけど、境港に行きますからということで、去年3回、2人の方が来てくれました。境港まで来て中身のものを、総合事務所で、西部でということでお話しさせていただきまして、いろいろ話を聞いていただけただけでもうれしかったです。その結果、自動車の減税がしていただける人間は全くふえませんでしたけど、手続は楽になりました。これだけでも当事者の方に喜んでもらえました。現実には、減税を受けている精神の人は1級で、1級の方は、去年も言いましたが365日、年にうち330日は身内だけです。この方のみ減税いうか、減税をやっていますということが現状です。それに今、口座落としの自動車税のほう、自動車税が減税になったんですが、他もあると思えます。このほかの差別を私らが調べようと思ってもなかなか調べられないので、差別あってもこれをいい具合にしてくださいという前にですね、どういう、ここはどういう点は精神が遅れてるかというような一覧表みたいなものを先につくっていただきたいなと思うんですわ。それから優先順位をお願いしていきたいなと

こう思っています。これをお願いするのも1つ感じることもありまして、自動車税のことを話してましたら、精神の1級、2級、3級の状態というのは全く調べません。これは当たり前だと思うんです。税金のことだけですよ。これを、例えば自動車税の場合は、実際の自動車税減らすのは、自動車税を家族が負担しとりますので、この方らに精神の1級とか、それから、今腎臓のほうで大本さんの話があったんですが、こういう状態でこれだけの収入しかないとか、これだけしか移動ができんとか、こういう状態を支援しとるのは福祉課のほうになるんですわと感じました。これ間違っているかもわかりません。それで精神の場合、社会にも差別が結構残ってしまして、本人、私らも責任はありますから、本人もまだ自覚が足りないとかですね、そういう場合はまだあります。こんなのありますが、私どもいろいろ家族会の関係で努力もしていったところですよ。すごい重複して申しわけありません。まずは福祉関係の方にですね、精神の1級がどういう状態なのか、2級はどういった状態、3級はどういう状態なのか、これを知っていただきたいですね。それで、この資料がつけられることによって、それもわかって、より今よりもわかっていただけるのは間違いないと思いますけど、とりあえずその資料をお願いできたらと思います。それから優遇とか社会資源を見て、また要求をしたいと思います。とりあえず資料、できたらお願いしたいと思っています。すみません、お願いします。以上です。

(谷障がい福祉課長) はい、ありがとうございます。御意見幾つかいただきました。精神障がいについて、まず1級から3級、どのようなものがあるかというものを知ってもらいたいということですが、その資料をつくることはもちろん不可能ではないのですけれども、なかなかその何ていうんでしょうか、それを広くいっても本当に使われなきゃいけない人というものはいると思いますので、少しちょっとそれは我々のほうで検討をさせていただきます。もちろん福祉関係にかかわらず、行政職員に対してこの差別、あいサポートもそうですけれども差別解消法と、もちろん障がいのあるなしに関する差別もありますけれども、障がいの種別による差別というのも、当然それは禁止をされてるわけでございますので、先ほどお話にありましたとおり、自動車税の減税とかいうものも、その趣旨に沿ったものかと思えます。なので、我々、差別解消という意味、あいサポートの研修とかそういったものの中で周知をさせて、行政職員の研修内で周知をさせていただいてますので、その中で精神の方の1級から3級までどういう程度なのかと知っていただくのが、そういうことができないというわけではないですけれども、どういうタイミングで、当然それを知っていただくことは必要だとは思いますが、もちろん、それをつくって必要なときに我々が提示をできるようにはしておきたいというふうには思いますが、それを資料、とりあえずつくって出すかどうかというその周知の仕方については、ちょっと我々のほうで検討させていただきたいと思えます。

また、手前にありましたけれども、社会資源、精神障がい者に対して差別的に取り扱われているようなものが、どういうものがあるのかわからないという話もありましたが、なかなかその社会資源をどこまでと捉えるかというのがありますし、何を差別かとするのは、ちょっと正直なところ我々どこまで手を広げていいのかっていうのはわからないので、つくことはできますが、それはもちろん、行政の中でもありますし、市町村のいろんな取り扱いの中でもありますし、民間企業で、民間の事業所さんでの取り組みでもいろんな差別っていうものがあると思えますので、

我々のわかる範囲では、例えばここにも回答の中にも書かせていただいていますけども、航空運賃であったりとか、あとは鉄道の利用の割引とかそういったものは、我々、社会資源としてそういう身体障がい者、知的障がい者の方とは違う取り扱いをされているというのは、それは把握をしておりますけれども、なかなかそれを当事者のほうでもわからないので一覧と言われると、我々も正直どこまで手を広げていいのかっていうのはわからないので、そこはむしろ我々のほうからすると、当事者の側からどういったものが、例えばこういう範囲についてどういうものがあるのかとか、こういうことについて困っているの、何とか一覧、実態を調べて、それを何とかしてもらいたいというのなら対応はできますけども、すべからずどういったものがあるのかということから我々やるというのは少し、これはできないというわけではないですが、できればそれは当事者の方から声を上げていただいて、我々としてもしっかりそれに対応するような形で進めていきたいというふうに思っております。以上です。

(秋田委員) 言われるとおりでと思います。実際にここまでで大体終わります。先に進みません。そこでさっきおっしゃいました、わからないと言われるのが現状だと思います。だけど、わからない方がいろいろこうやって福祉、どんなことしてほしいですか、どんなことしますという形で進んでますので、目に見えて進んだ感じが少ないですね。これはこれで置いときまして、えらいすみません。わからないのは現状で、育成会の方、多いですから、精神が多いですから、本人が主張できんですね、これ。ここはちょっとうちのほうでして、親のほうも、自分の責任じゃないとか、育て方が悪いんじゃないかちゅうのはずっとありますので、なかなか主張は強くないというのが現状。割と人のいいもわかってますので、なかなかこういうふうには。それで、もちろん我々はなかなかわからんようですから、福祉課の方もわからんと思います。だけど、このままではいけませんので、せめて一般の方にわかっていただけないのは、学校の教育から始まったら一番早いと思っています。ほかの県でそのようにやっているところがあるように聞きました。したがって、わかっていただくために、少なくとも福祉課が関わって、私らとどんなところがわからないのか、1級はこうですよと、これだけの支援しかないですよと、集中力も2時間しか続きませんので。大本さんもおっしゃいました、外から見たらわかりませんのでね。この場でもそこまでしか言えんと思います、時間がありませんので。やっぱり直接そういうのをつくっていただく、対しては出ていきますので、一緒になってやっていただければと思います。以上です。

(谷障がい福祉課長) ありがとうございます。少し誤解があったのかもしれませんが、改めて御説明というか、コメントをさせていただきますけれども、その当事者の側からわからないということ、我々に伝えてもらいたいということなんですけども、それは先ほど社会資源の話でもありましたが、当然ですね、当事者の方に全国とか事業者さん宛てに向け、こういったものはあるかとかというの調べてくれというわけではなくて、また行政の職員に、精神障がいについてより理解を深めてくれということに対して、我々はもちろんそういうことに取り組んでいきたい。それは当事者の側の方に、また家族の方にしてくれという趣旨ではありません。むしろ、こういった場面で当事者の方が困っているのかとか、こういったときに困ったということをしていただければ、それに基づいて、我々が、じゃあどういったふうに行行政の職員に伝えるかとか、ほかに同じよ

うな制度はないかというのは、それは当然我々のほうで、それは行政がやるべきことだと思いますので、そこを広く福祉の行政職員全員に伝えてくれとか、社会資源がどんなものがあるかっていうこと、広く、要は困っているという、要は具体的に困っていることをいろいろお伝えをいただかないと、我々も要はどこまで動けばいいのかがわからないので、その具体的に困っているということをお伝えいただければ、それに対して我々としてもしっかりお答えをさせていただきたいということでございます。

(秋田委員) 一言だけ。具体的にお話していただけたら、一緒に相談乗ってつくりたいということなので、こういう場では具体的になかなか言えません。集中力は2時間じゃ続かんとかですね。たまには30分しとったら幻聴とかがですね、それが3級の人とか、人にはわかりません。こういうのがありますので、って言ったらおかしいですけど、一緒になって、こういう状態になりましたというのを話したいと思います。以上です。

(谷障がい福祉課長) ありがとうございます。御趣旨についてはわかりました。精神障がいの方々については、ちょうど今週末ありますが、家族会の方々と時間をとって御意見を聞くという機会もありますので、そういう場も捉えて、お互いにしっかり話し合いをしていきたいと思えます。

(秋田委員) すみません、ありがとうございます。

(前垣会長) はい。そのほか等、御意見いただいた方で、森下委員、山根美代子委員、南前委員、どうでしょうか、どうぞ。

(山根美代子委員) はい。重症心身障害者を守る会の山根です。28ページです。今回のことについて医療ショート宿泊する件について要望をしましたら、民間の病院のほうで泊ができるようになり、とても喜んで皆さん使おうっていう意欲しております。ありがとうございました。それで、夜のショートステイをしておられる方が、今回1名、もうおられますので、うちもそのショートステイを始めたいと思います。

それから、中部の療育園のことについての、17番のところなんですけれど、中部療育園の医療的、リハビリテーション等の医療の充実という部分を要望しておりまして、中部療育園のほうのリハビリテーションというのは、地域の医療現場のほうにリハビリに行っていますが、そのリハビリテーションの理解が少し難しい状態で、重度障がい児の子どもに対してのリハビリは必要ないというようなことで打ち切られそうになっておりまして、できれば中部療育園でお願いしたいという趣旨の内容を含ませて記載したところです。今回、中部でも重度障がいが大変進んでおりまして、医療面でも厚生病院に入院される方が次々とあり、鳥大のほうにも連携していただき、大変医療面では、いろいろな子どもに対して対応していただき大変助かっております。そういう医療面での面は、中部は少し不安定ですが、その不安定さを中部療育園で何とかできないかなという趣旨の内容も含まれておりますが、特にリハビリテーションに対しては、障がい、運動障がいのためのいろいろな障がいが出てきていることが原因で、中部療育園の充実をお願いしたところです。

それから、18番の視力入力というような、OriHimeですか、視力入力のツールで、重度の者でも意識疎通というようなことを訴えておりますけれど、回答に、分身ロボットのOri

H i m e という文になっておりまして、これは特別支援学校だけではなく、卒後の私たちにも視力入線がとてもアプリが難しくて、そういう動作がちょっと高度なために難しいので、卒後の私たちにも活用できないかなと思いました。以上です。

(谷口子ども発達支援課長) はい、子ども発達支援課でございます。まず16番につきまして、ショートステイの関係で、夜ができるような状況も見受けられて非常にありがたいと思ひまして、私どものほうは、なかなか医療機関さんやあるいはヘルパー事業所さんの確保とか、いろいろ夜間泊について対応するにはいろいろな課題もあって、なかなか進んできてなかったところではありますけれども、回答のほうに書かせていただいておりますとおり、ヘルパー事業所さんの御協力もいただいて、少しずつではありますけれども、泊まりもできるような体制も整っていただいております。今後ともどうやったら泊まりのニーズ、日帰りよりも宿泊がいいっていうお話もよく聞いてますので、どのようにしたら、より宿泊のニーズにお応えすることができるかについては、よくよくまた皆さんのお声も聞きながらやっっていこうかなと思ひてますので、またいろいろな御助言等教えていただければと思ひます。

2つ目の中部療育園のリハビリテーション機能の充実ということだと思ひますけれども、中部療育園は、重度障がい者の方のリハビリテーションから発達障がいまでの幅広く中部の療育機関として行っているところで、現在は発達障がいの方々の御利用が7、8割というような、すごい高い割合に少しずつ変わってきているのが現状であると思ひます。回答のほうに、地域の事業所さんに働きかけというように表現をさせていただいておりますけれども、実際に通っておられる方の個別の状況に合わせて療育園のほうでどこまでできるのか、あるいは、このあたりになると中部圏域内の事業所さんのほうにお願いするのがいいのか、ちょっと役割分担のこともあろうかと思ひますので、ちょっと個別の患者さんといいますか、利用者の方々等の状況等も踏まえながら療育園と御相談というふうな形になるのかなと。ちょっとこの場ではこの程度のお話しかちょっとできませんけれども、なるべく中部にお住いの方々の中中部療育園を利用しやすいような形にできればなという気持ちではおりますので、また御意見等いただければと思ひます。子ども発達支援課からは以上です。

(山本特別支援教育課長) はい、すみません。特別支援教育課です。はい。O r i H i m e の関係で視線入力の関係ですけど、今のところ学校で訓練をしてということで、今考えております。幾つかツール、視線入力でも幾つかありまして、やっぱり合う合わないがあるというふうには聞いております。それで、O r i H i m e を使って視線入力をして、非常に合ったお子さんというのは、視線入力ですごく言葉が出てきて、うちの子はほとんどしゃべらないといいますか、と思ひったのが、実はすごくおしゃべりになったということで、お母さんが泣いて喜んでおられたというようなことも聞いております。ちょっとまた福祉保健のほうとも話をしながら、そういう視線入力のほうの貸し出しとかできないかということで検討はしていきたいと思ひます。以上です。

(前垣会長) よろしいでしょうか。森下委員になる前に。はい、どうぞ。

(森下委員) 視覚障がい者の森下です。4番のところ、バスターミナル、それから、あと各停留所の時刻表を大きくして見やすいようにしてくださいという質問なんですけど、回答のほうは大きくなって、大体大きくなってきているというような回答があるんですけども、確かにバス

ターミナルは大きくなりました。見やすくなりました。それと路線が少ないところのバス停も見やすくなっていますが、路線の多く入っているところ、例えば湖山、賀露線とか附属、それから美萩野、それから気高、青谷のところ、路線が、路線の数が多いからということもあるんでしょうけども字が小さいです。これは昔からずっと同じような形式です。ですから、これをもうちょっと工夫ができないかなと思います。この時刻表が、大きな板の割に真ん中辺にちょこっとあるような感じの時刻表ですので、何かもうちょっと工夫ができないんだろうかなと思います。以上です。

（谷障がい福祉課長） はい、ありがとうございます。こちらの回答は、資料にも書かせていただいているのですが、担当課、交通政策課のほうになりますので、いただいた御意見については、しっかり交通政策のほうにお伝えをさせていただきたいと思いますが、回答については、おおむねここに書かせていただいている内容ですので、事業者に要請をする際に、ここにそういう例えばバス路線の多いところについて、何らかの工夫ができないかという意見があった旨もあわせてお伝えをさせていただけるように、担当課のほうにお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

（前垣会長） では、南前さん。

（南前委員） 鳥取県自閉症協会の南前素子です。毎回、この県に19番から22番まで意見を出したんですけども、とても適切なお返事をいただきまして、この意見の回答をぜひ協会のほうに持ち帰って報告を上げたいと思っております。

先ほどの資料1のほうで通級指導教室の話が出たんですけども、そこについてちょっと将来的な希望を1つ書いております。確かに発達障がい等のお子さんのための通級指導教室は、本当に今いっぱい、待っている方がたくさんいらっしゃるという現状があります。これは県内どこも同じかと思っております。でも、やっぱり効果があって、やっぱり行って見て、社会性のことが身についたとか、コミュニケーションのやりとりができるようになったとかという声を多く聞きます。教育委員会のほうもすごく頑張っていらっしゃると思うんですけども、これが本当に将来的には、自校に1つそういう部屋ができればいいのではないかなというふうには思っております。少子化の関係で、空き教室が結構ある学校があるんですよね。そこは各それぞれの学校が工夫をされて、いろんな取り組みでつくっていらっしゃるんですけども、本当は、そこに1つそういった通級指導教室ができたなら、本当に理想的なんじゃないかなというふうには思っております。これは小学校だけじゃなくて、やはり中学校にも必要だと強く感じています。中学校になって、思春期とかいろんなさまざまな問題を抱えていらっしゃるお子さんがいらっしゃるし、本当に不登校になりかけの寸前の方とか、いろんな問題を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう人たちのためにも、やっぱり必要ではないかなというふうに希望しております。その辺はぜひ御検討いただきたいと思います。以上です。

（山本特別支援教育課長） はい、特別支援教育課です。はい。同じようなことは現場のほう、また教員からも、また保護者の方からも聞いておりますので、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

（前垣会長） はい。それでは皆さん、全ての方から御意見いただきました。これまでの議事資

料1、それから資料2、また、これ以外でも結構ですので、委員の皆様から御意見、御要望ございましたら御発言いただければと思います。はい。

(若原スポーツ課係長) すみません、スポーツ課です。失礼します。先ほどの山根委員さんの質問に対してですが、資料24ページ、点字のほう94ページになります。スポーツ推進基盤の運営費のところですが、この事業ですが、昨年度の事業から引き継いでいる部分がありますが、今年度、他の事業からの組み替えの部分がありまして、実質、運営費として上がっている3,350万ではありますが、今年度4,798万になってますが、他事業からの組み替え事業ということで、昨年度同じ事業をしていますが、プロデューサーの配置であったりとか指導員の配置ということも含めて、そこを合わせたスポーツ推進基盤運営費として4,798万になっております。昨年度の同事業内容で予算額のほうが4,837万5,000円ということで、事業内容の補助という部分では変わりのないということで御理解いただけたらと思っております。以上です。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。では、全般的な御意見なり希望等ございましたら御発言お願いいたします。どうでしょうか、ございませんでしょうか。

じゃあ、私のほうからすみません。災害対策ことで先ほど御意見ありましたけれども、障がいの種類が確かにいろいろだなというのを非常に私も感じておりました。医療的なケアの子どもさんと、いわゆる発達障がいの子どもの対応というのは全然違うと思いますので。実は我々両方かかわってるんですけども、なかなかこう、じゃあどんなふうなところがあって、どういう連絡網があって、どこに行ったらいいのかっていうふうなところが、やっぱり未整備な感じがありますので。これ我々もできるだけ一緒にやっていきたいと思っておりますので、こういうのをこう障がい種別がいいのかどうか分かりませんが、適切な対応ができるように、これはぜひやっていきたいなと思っております。これ医師会もそうですし、学会もみんなそれぞれが今、今非常に重要性があってもう早急にやらないといけないという意識が非常に高まっておりますので、いろんなところで協力しながらできたらなというふうに思っております。これはぜひお願いいたします。私たちも関わっていこうと思っております。ほかに御意見ございませんか。はい。

(山根裕委員) スポーツ課さんが振り替えて言われたんですけど、事業のほうの。どこの事業から振り替えをされたかちゅうことが、これを見る限りにはわからんですわな。どこが減って、どこが増えたちゅうもんがあればいいけど、スポーツ課以外からの振り替えの項目のことで増えたのならばわかるけど、ここのスポーツ課のもん見ると増えたもんばかりで、どこの項目から来たかわからんだがな。事業もこっち側からこっち側に移して事業費が減って増えるちゅうのならわかるけど、厚にしたちゅうのならわかるけどな、これこれみたいに、どれも増えとるだけえ。だけど、この、これ予算書ちゅうかこれ見る限りでは、どこがどういう向きになったかちゅうことがわかりにくいので、例えばスポーツ課じゃないところからスポーツの関連で持ってきたとかね、障がいスポーツじゃなしに、ほかのスポーツのほうから持ってきたかちゅうことならわかるけど、これ、わかりにくいですが。だけえ、それでちょっと問うてみただ。

(若原スポーツ課係長) はい、ありがとうございます。ちょっと事業内容が今年度大幅に変わってまして、昨年度の障がい者スポーツ協会の運営事業ですが、昨年度の事業名でいいますと、障がい者スポーツ促進事業っていう事業名になってまして、今年度はありません。その促進事

業、それから、今年度障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業の昨年度の中に、いわゆる指導員の配置であったりとかという部分があったんですが、その事業を組み合わせたものは今年度のスポーツ推進基盤運営費となっております。

(山根裕委員) 項目が、なら落ちとるっちゅことかな、30年度にした。新たにこっちに入れるようになったちゅうことで。

(若原スポーツ課係長) 移ってます、はい。

(前垣会長) よろしいでしょうか。ほかの委員の皆さん、いかがでしょう。はい、どうぞ。

(谷障がい福祉課長) すみません、障がい福祉課の谷です。先ほどの山根委員とスポーツ課のやりとりの関係、少し補足をさせていただくと、この資料1なんです、これは今年度実施する主な事業というものを上げさせていただいて、事務局では障がい福祉課のほうから様式を、これは前年どおりですけれども、従来どおり提供させていただいていることですので、なかなか予算のどこからどこに来たかというものをお見せをする資料というよりか、むしろの障がい者に関する事業はこういうものが主にありますよというので、当然その行政の事業っていうのは予算がかかわるものなので、予算をベースに、予算要求をベースに資料をつくらせていただいても、少し山根委員の御質問からもありましたけれども、要は何が増えたのかというところがこの資料ではわかりにくいということかと思いますので、そこは我々が説明をするときに工夫するというのもありますし、少しちょっと資料のつくり方についても、ちょっと次回以降もう少し、要は、先ほど説明の中にもありましたけれども、前年とほぼ同じなのか、要は今年がどういうことが変わったのかとか、そういうのがもう少しわかりやすいような形にできないかというのを少し事務局のほうで工夫をさせていただきたいと思えます。

(前垣会長) はい。それでは、ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。もし帰られてからでも何か御意見がありましたら、事務局のほうにまた御連絡いただければと思います。それでは、少し進行が予定より早いですけれども、御審議のほうどうもありがとうございました。

では、司会のほうを事務局にお返しいたします。

(森山障がい福祉課係長) 失礼します。本日は皆様、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。これにて、本日の協議会につきましては閉会とさせていただきます。皆様からいただきました御意見につきましては、県の施策を行う際の参考とさせていただきます。また、本日の議事録につきましては、後日皆様にお送りさせていただきます。本日は、遠方まで御足労いただきまして大変ありがとうございました。